

日 時	令和4年8月26日（金）午後2時～
場 所	四條畷市役所 委員会室

（出席者） 小寺委員長・柏原副委員長・河原委員・内村委員・市林委員・西岡委員・原委員
森本委員・小林由美子委員・福井委員・山田委員

（欠席） 小林佑介委員

1. 開会

事務局：定刻になりましたので、只今から「令和4年度 第1回 四條畷市子ども・子育て会議」を開催させていただきます。皆様方には、お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。わたくし、本日司会を務めさせていただきます子ども政策課の中尾でございます。よろしくお願いたします。

本日の出席委員は11人、欠席委員は1人でございます。過半数のご出席があります。よって四條畷市子ども・子育て会議規則第3条第2項の規定のとおり、本会議の成立を報告いたします。

今年度から異動に伴い、新たなメンバーとなっております。委嘱状の交付は、机上交付の形式とさせていただきますので、お名前をご確認いただき、委嘱状の交付を終了いたします。

次に配付資料の確認をさせていただきます。

<資料確認>

さて、この会議につきまして、本来は会長が議長となるところですが、本日は第1回目ということで、会長が決まりますまでの間は、事務局で進行させていただきます。

では、資料1をご覧ください。本会議の委員名簿でございます。今年度はこのメンバーで協議させていただきます。皆様から自己紹介をお願いしてもよろしいでしょうか。

<委員・事務局 自己紹介>

委員長及び副委員長の選出についてですが、子ども・子育て会議規則第2条第1項の規定により、委員長及び副委員長を互選により選出する必要があります。まずは、委員長の選出について、何かご意見ございませんでしょうか。

柏原委員：福祉に係る豊富な知識と経験をお持ちで、尚且つ各計画の策定にもご尽力いただいている小寺委員に委員長をお願いしてはどうかと提案いたしますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

事務局：ご異議が無いようですので、委員長に小寺委員の就任をお願いしたいと思います。

それでは続きまして、副委員長の選出について、何かご意見はございませんでしょうか。

原委員：この会議においては子どもにとっての視点が大切だと思います。子どもに関わる専門分野であられる柏原委員をお願いしてはどうかと提案いたしますがいかがでしょうか。

事務局：皆様ご提案にご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

事務局：ご異議が無いようですので副委員長に柏原委員の就任をお願いしたいと思います。それでは、小寺委員、柏原委員、お席の移動をお願いします。

それでは、これ以降の議事進行は、規則第3条第1項の規定により、委員長が議長となっておりますので、小寺委員長にお願いいたします。

小寺委員長：皆様、こんにちは。小寺と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは次第に沿って議事を進めて参ります。

議事

- (1) 令和3年度の子ども・子育て支援事業の実績について
- (2) 令和4年度の主な新規・拡充予定事業について
- (3) 暇すずらん保育園の利用定員の変更について
- (4) なわてすみれ園の利用定員の変更について
- (5) 子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて
- (6) 保育施設等入所選考基準指数表等の見直しについて
- (7) なわて保育士作文コンクールの審査協力について
- (8) その他

小寺委員長：案件1の「令和3年度の子ども・子育て支援事業の実績について」事務局から説明をお願いします。

事務局：令和3年度の主な事業の実績についてご説明いたします。

1. 教育・保育事業の実績

保育利用については令和4年3月1日時点で保育施設の定員合計1,184人に対し在籍している児童数が、1,209人、待機児童数が8人、保留児童数185人となっております。令和2年度と比較しますと、定員は4人増。在籍児童数は16人減、待機児童は9人減、保留児童数は25人増加しています。また、待機児童数は令和2年度当初と比較しますと令和3年度当初は、10人減でした。

幼稚園部分利用に関しては定員合計417人に対し、在籍している児童数が505人となっております。

参考として、令和4年度の状況もご説明します。

保育利用は4月1日時点で、保育施設に在籍している児童数が、1,144人、待機児童数が4人、保留児童数45人となっております。待機児童数は令和3年4月1日時点と比べ2人増加しました。

市内の企業主導型保育施設を利用されている四條畷市民の子どもの数は令和3年度は52人で、令和2年度の27人より25人増加しております。

2. 地域子ども・子育て支援事業の実績

それぞれの事業の令和3年度の実績について、ご説明させていただきます。

(1) 時間外保育事業（延長保育）

市内12箇所の認可保育所や認定こども園等で、通常の保育の時間外に延長保育を実施しており、令和3年度の利用者数は748人で、実施令和2年度より139人増加しました。新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は令和元年度と比較して大幅に減少しましたが、利用者数は増加傾向に

あると考えられ、引き続き実施していく予定です。

(2) 幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）

市内幼稚園 1 箇所、認定こども園 8 箇所、1 号認定の児童を対象とした一時預かりを実施しました。預かり保育については利用者数が令和 2 年度より 2587 人減少しました。なお、計画には反映されませんが、市外園の利用人数は、延べ 14368 人です。

(3) 保育所等における一時預かり事業

市内 9 箇所の認可保育所や認定こども園で一時預かりを実施しており、利用者数は延べ 800 人で、令和 2 年度に比べると 57 人増加しました。市内 10 箇所から 9 箇所に減少した要因は、新型コロナウイルス感染症の影響で、一時預かりを休止した園があるためです。

(4) 病児・病後児保育事業

令和 3 年度の病児保育は 1 箇所で行っており、子どもが病気や回復期にあるため、保育施設に登園できない時に、仕事の都合で家庭で保育ができない子どもの保育を実施しました。昨年度より延べ利用者数は 49 人増加しております。

体調不良児保育は 6 箇所で行っていますが、令和 2 年度に比べて大幅に減少しました。集計対象を変更した園があったことが主な要因です。

(5) ファミリー・サポート・センター事業

会員整理を行ったため、会員数は減少しましたが、コロナ禍でも相互援助活動は継続して実施しているため、昨年度より活動件数は増えています。

援助会員になるために援助会員養成講習会を受講したものの、消防署での普通救命講習がコロナ禍で開催頻度が減少し、援助会員の会員登録がなかなかできないケースがありました。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の入院や育児疲れでショートステイを利用されることが多くありました。コロナ禍の影響が令和 2 年度よりも少なかったため、施設側が受け入れを再開し、利用者が増加しました。

(7) 地域子育て支援拠点事業

新型コロナ対策のため、閉所した時期がありましたが、換気や消毒などの感染対策を講じて、午前の部、午後の部とそれぞれ定員を設けて密を防ぎながら事業を実施しました。

(8) 放課後の居場所づくり事業

放課後児童健全育成事業は、例年どおり実施し、令和 3 年度の入所数は 562 人でした。加えて、コロナ対策のための学校休業中にも、登室自粛を呼びかけながらも、各小学校と協力し、午前から、もしくは学校受入のあるときは通常どおり開室しました。入所数については、四條畷ふれあい教室で増加した一方、田原ふれあい教室で大きく減少し、全体として減少しました。

放課後子ども教室事業は、新型コロナの状況を見ながら、11 月から 1 月途中までの期間において各校で実施しました。市全体で 12 回実施することができました。

(9) 妊婦健康診査

令和 3 年度は妊娠届出数が少し増加したため、妊婦健康診査の受診者数は、増加しました。今後も妊娠期間中を安心して過ごせるように妊婦健康診査の受診を勧めていきます。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）

令和 3 年度は対象者数がやや増加し、訪問率も増加しました。産後の母子の健康状態を把握するとともに、子育てに役立つ情報を届け、安心して育児ができるよう民生委員・主任児童委員と連携し、家庭訪問を行います。

(11) 養育支援訪問事業等

子育てに不安や悩みのある家庭、適切な支援がないと虐待につながるおそれのある家庭に、子育て支援員を派遣して、育児相談及び支援等を行いました。

(12) 利用者支援事業

子どもとその保護者が教育、保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、情報の収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言を行いました。また、相談にかかる関係機関との連絡調整なども行いました。

事務局：審議の途中ですが、傍聴者の入場がございましたので、確認させていただきます。傍聴者が1名いらっしゃいますが、本日の会議を公開してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

事務局：それでは、続きまして「**その他の令和3年度に実施した新規・拡充事業**」についての説明をいたします。こちらの内容につきましては、昨年の第2回の会議で報告しておりますので、追加のあった事業につきまして説明いたします。

3. その他の令和3年度に実施した新規・拡充事業

・代替保育（一時預かり事業（新型コロナウイルス感染症特例型））

新型コロナウイルス感染により休園した保育施設の保育が必要な児童を、他の保育施設で受け入れて代替保育を実施する場合に、保護者の利用者負担を免除し、代替保育を実施する保育施設に対し、補助金を交付する事業を創設しました。

・令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別的な給付措置として臨時特別給付金を支給しました。

小寺委員長：只今ご説明のあった内容につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

内村委員：「(8) 放課後の居場所づくり事業」のご説明の中で、田原ふれあい教室で入所数が大きく減少したとありましたが、何か特別な事情があって減少したのでしょうか。

事務局：細かな理由については把握できていませんが、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が減ったことや児童数が減っていることが要因だと考えられます。

内村委員：田原台に住んでいますが、小学生や幼稚園の保護者が仕事やコロナの休校園などのために地域で交代して見ている状況があります。ふれあい教室に行けない子どもは生駒市にある施設の一時預かりを利用されている方もたくさんいらっしゃいます。また、SNSでグループを作って呼びかけ合って、子どもを見てもらっています。この1年でそのようなやりとりがすごく増えました。

事務局：令和4年度のふれあい教室の申込時点で申し込みのあったお子さんについては全員受け入れる態勢を整え、田原ふれあい教室は2クラスの運営で4月にスタートしました。年度途中で新たにクラスを増やす対応は難しく、待機をさせていただいている方がいらっしゃいます。共働きの方が増え、入所のニーズが増えてくることもありますが、子どもが減っている状況もありますので、その辺りを見据えて態勢をとる予定です。

小寺委員長：行政に依頼せずに、自主的に地域の方同士で見守っていらっしゃる状況があるのですね。

山田委員：ふれあい教室では資格をもっていない人が働いていると思います。今、放課後デイサービスの利用が増えていますが、そこでは福祉の勉強をした人が子どもを見ますので、保護者がそのような指導者を望んでいるのではないかと思います。ふれあい教室では資格のない人が子どもを見るというところで、発達面での理解をしてもらえない現状があります。以前の会議でもお伝えしましたが、教育委員会で勉強会をしていただきたいと思います。

事務局：指導員、支援員は府の研修などの機会がありますので、そのつど声をかけて勉強をしてもらっています。今後も積極的に研修等への参加を進めて参ります。

原委員：田原地域では地域のことは地域で解決していくような気運があるということですが、この共助を行政がどう支えていくかは大切だと思います。気運が高まっている時は良いのですが、何かが起こって立ち消えてしまうこともあるかもしれませんので、行政を交えて話をしていくことが良いのではないかと思います。

小寺委員長：そのような取り組みが地域から出てきているのだから、行政も地域の力を借りて子どもを見守っていきけるように協力していただいたら良いのかなと思います。

市林委員：「(4) 病児・病後児保育事業」の説明の中で、体調不良児保育の減少幅が大変大きいのですがご説明いただけますか。集計対象を変更した園があったということですが、どのような内容でしょうか。

事務局：体調不良児保育は、園児の登園後の発熱などにより、保護者が迎えに来るまで職員が対応をした場合等に件数として扱います。今回集計対象を変更した園については、園で薬を飲ませる行為等を件数に含んでいたため見直しを行ったと聞いています。

河原委員：「代替保育（一時預かり事業（新型コロナウイルス感染症特例型）」については、存じ上げなかったのですが、まだ実施されていないのでしょうか。周知の状況等はどのようになっていますか。

事務局：2園において実施しています。事前登録制で医療従事者など優先的に預けていただけます。園を通じての周知や市ホームページにも掲載しています。新聞でも取り上げられました。

市林委員：この代替保育は、在園児さんと休園の園児さんが一緒にはならないように保育をされているのでしょうか。

事務局：入り口を分けるなど、施設内で工夫していただき、園児同士が関わりのないよう保育をいただいています。

柏原副委員長：大変重要な取り組みだと思います。私に関わっています摂津市では、ニュースに出ています虐待の子どもの件は、保育所の休園中に起こった事件でした。本当に必要な人に保育の場を提供していくことは大事なことで、四條畷市ではぜひ今後も取り組んでいただきたいと思います。登録制ということですが、支援の必要な家庭には行政から声をかけていただくことも必要なのかなと思います。

事務局：貴重なご意見をありがとうございます。代替保育をしている市は少ないということで、四條畷市が新聞に取り上げられました。代替保育の難しさは、普段他の認可施設に通っている子どもを預かる、感染を広げないために動線を分ける、人数体制が整っているという3点が揃っていない施設ではないと受入れができません。実施していただいている2園についてはそれをクリアできています。利用者数は多くありませんが、実施されているというだけで安心感が生まれるのかなと思っております。

柏原副委員長：オンライン相談のチラシを見ましたが、こちらについてご説明いただけますか。

事務局：昨年9月に子育て相談等をオンラインで受ける事業を開始しまして、出生手続きや1/2バースデイの際に周知を行っています。訪問や電話相談を行っていますので、利用件数は伸びていませんが、コロナ禍ということもありますので、相談方法の選択肢の1つとして捉えていただこうと考えています。

柏原副委員長：訪問をしながらの相談事業ということですが、会って相談するよりもオンラインが良いという人もいますので、続けていただきたいなと思います。

小寺委員長：他にございませんか。それでは、続きまして**案件2「令和4年度の主な新規・予定拡充事業について」**、事務局からお願いします。

事務局：「**令和4年度の主な新規・予定拡充事業について**」の説明をいたします。こちらの内容につきましても、昨年の第2回の会議で報告しておりますので、追加のあった事業につきましても、説明いたします。

- ・**公立・民間保育施設の給食食材費高騰に対する補助（子ども政策課）**

物価高騰に伴う保育所等の給食食材費の高騰に対し、公立園の年間の食材費を増額するとともに、民間園の年間の食材費の増額分を補助する。

- ・**コロナ禍において物価高騰等に対する食材購入費の補助（給食センター）**

物価高騰に伴う市内小中学校の給食食材費の高騰への対応として、年間の食材費について、補正予算にて増額する。

- ・**厨房機器およびボイラの更新（給食センター）**

建築後、20年を経過しており、施設設備の老朽化から、更新計画を作成後、順次設備の更新を実施。令和4年度においては、厨房機器とボイラを更新。

- ・**令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）（子ども支援課）**

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得のひとり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

- ・**令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（ひとり親世帯以外特別給付金プロジェクトチーム）**

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯のうち、ひとり親世帯分の給付金の支給を受けていない世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

小寺委員長：只今ご説明のあった内容につきまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

柏原副委員長：全国的に部活動の移行についての話が出ていますが、水泳の授業の民間委託についての実状を簡単に教えていただけますでしょうか。

事務局：小学校の水泳学習の民間委託につきまして、今年度、四條畷南小学校と四條畷小学校において民間委託を実施いたします。1学期に四條畷南小学校での実施は終わりました。2学期に四條畷小学校は進めて参ります。部活動については各中学校において、昨年度は指導員を1名ずつ配置し、今年度は2名ずつ配置としています。現状として指導員の確保ができていない部分はあります。

小寺委員長：私からも質問ですが、医療的ケア児の保育支援事業は新規事業か拡充かどちらでしょうか。コーディネーターの配置等はあるのでしょうか。

事務局：こちらは新規事業です。看護師を配置する費用を確保し、公立園と民間園で1名ずつ医療的ケア児を受け入れています。公立園については国の補助金を活用しており、民間園については費用の補助をしています。コーディネーターの配置については、障がい福祉課が中心となり「医療依存度の高い重症

心身障がい児者の協議の場」の会議において関係機関と連携して情報共有を図りながら、相談員を配置するのが適切か等の検討を進めている段階です。

小寺委員長：それでは、**案件3「暇すずらん保育園の利用定員の変更について」**事務局から説明をお願いします。
事務局：暇すずらん保育園において、5歳児の利用定員を2号認定28人から27人に変更します。変更理由は、利用園児数が減少してきており、定員まで空きがある状況のなか、安定した施設運営が行えるよう現在の利用状況を踏まえ、5歳児の2号認定を1人減員し、公定価格の定員区分を「141人から150人まで」の区分から「131人から140人まで」の区分に変更するためです。

小寺委員長：只今の内容についてご質問やご意見はございませんか。意見が無いようですので、この案件については承認されました。

続きまして、**案件4「なわてすみれ園の利用定員の変更について」**説明をお願いします。

事務局：なわてすみれ園において、5歳児の2号認定43人を40人、1号認定10人を6人、4歳児の2号認定43人を40人、1号認定10人を6人にそれぞれ変更します。変更理由は、4歳児、5歳児において複数年にわたり、定員まで空きがある状況のため、安定した施設運営が行えるよう、4歳児・5歳児の利用定員を減員し、公定価格の定員区分について、2号・3号は「151人から160人まで」の区分から「141人から150人まで」の区分に、1号は「16人から25人まで」の区分から「15人まで」の区分に変更するためです。4・5歳児について利用定員まで児童を受け入れること、連携施設の小規模保育施設からの進級希望児童について、なわてすみれ園の2歳児と3歳児の利用定員の差である4人分について最大限受け入れることを条件とします。

小寺委員長：只今説明をしていただきましたが、質問やご意見はございませんか。意見が無いようですので利用定員の変更を認めます。

それでは、**案件5「子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて」**です。内容については事務局から説明をお願いします。

事務局：第2期四條畷市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについてご説明いたします。資料5-1をご覧ください。

第2期四條畷市子ども・子育て支援事業計画は、本市が進める子ども・子育て支援施策の基本的方向や目標を示し、子ども・子育て支援を総合的、計画的に進めるため、令和2年度から令和6年度までの5カ年計画として策定しましたが、中間年に当たる今年度、国の基本指針に基づき、令和5年度から令和6年度までの計画について見直しを行いました。

なお、国の基本指針では、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、量の見込みと実績値が大きく乖離している場合は、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて、見直しを行うこととされています。

まず、計画第5章における教育・保育事業の量の見込みと提供体制の確保内容について見直しを行いました。方法は、第2期四條畷市子ども・子育て支援事業計画策定時に算出していた推計値について、現時点までの実績値を参考に見直しを行うものです。

はじめに児童数の推計についてです。0歳の推計人口の算出については、イメージ図に記載のとおり、

直近3カ年の0歳人口の変化率の平均値を令和4年の0歳人口に乗じて、令和5年度の0歳推計人口を算出し、同様に令和6年度についても算出しました。

次のページにお移りください。次に、1歳以上の推計人口については、コーホート変化率法といって、同じ年に生まれた人の集団について、過去の実績人口の動きから「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法を用いて算出しました。

これらの算出に基づいた児童数の推計と、計画に対する実績等をまとめたものが、3ページの下の方となります。年齢によるばらつきはあるものの、合計値だけを見れば、計画見込に対し、令和2年度から4年度までの実績は増加しており、令和5年度の見直しについてはあまり変わらず、令和6年度については減少しました。

次に、量の見込みについて見直しを行いました。当初計画時は、ニーズ調査を実施した結果に基づき、推計児童数×潜在家庭類型×利用意向率で算出しましたが、中間見直しについては、国が示している方法に基づき、見直し後の推計児童数×支給認定割合で算出しました。

1号～3号の支給認定区分ごとに、令和4年4月1日時点における児童数に占める、内定児童を含む、支給認定子どもの割合を令和5年度・6年度の児童数推計に乗じて算出しました。

4ページから5ページに記載のとおり、計画の区分に基づき、3歳以上教育希望、3歳以上保育が必要・教育希望が強い、3歳以上保育が必要、1・2歳保育が必要、0歳保育が必要について算出しました。

次に、確保の内容についてです。幼稚園については、令和3年度から忍が丘幼稚園が休園していますので、0人に変更しました。また、認定こども園についても、先ほど案件3と4で、ご確認いただいた利用定員の変更も含め、それぞれ変更しております。

ここで資料5-2をご覧ください。ページを1枚めくっていただきまして、表となっているのがこれらの見直しを反映させたものでございます。下線を引いている個所が変更点です。見直し結果を踏まえ、今後の方向性につきましては、0歳以外の年齢において、量の見込みに対する不足が見られますが、教育事業においては、令和4年4月1日現在で市外の認定こども園や幼稚園の利用者が203人在籍しており、本計画外である市外の施設希望者が一定数存在することを鑑みると、量の不足は実質的にはないと考えられます。

また、保育事業においては、事業計画の対象外である企業主導型保育事業の4施設において、令和4年4月1日現在、0歳児で11人、1・2歳児で34人、3歳児以上で28人の定員があるほか、計画における提供量と量の見込みの差は令和6年度に3歳以上が充足に転じる見込みです。

このような状況を踏まえ、1・2歳児の定員を超えた弾力運用の実施など、引き続き、特定教育・保育施設と連携を図るとともに、保育士確保対策を行いながら、今後、状況の変化に伴い、定員数の見直しの検討や、保育需要が著しく増加した場合や著しく増加が見込まれる場合などに、特定教育・保育施設などの必要性について、対応を検討していくとしております。

それでは、資料5-1にお戻りください。次に、地域子ども・子育て支援事業の見直しについてです。計画策定時に記載していなかった事業について、追記を行いました。一つは、令和元年度から実施している、実費徴収に係る補足給付を行う事業についてです。これは、幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園に通う園児の保護者の所得等の状況を勘案し、保護者が負担する副食費の実費徴収に

係る費用の一部を助成するものです。

また、もう一つは、令和3年度から実施している、多様な事業者の参入促進・能力活用事業についてです。こちらは、幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない、いわゆる幼児教育類似施設を利用する園児の保護者の経済的負担を軽減するため、その利用料の一部を給付するものです。これら二つの事業について、説明文を追記しました。

次に、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について、計画策定時に記載していなかった新制度未移行幼稚園や認可外保育施設等の子育てのための施設等利用給付について、追記を行いました。内容につきましては、資料5-2を後ほどご確認くださいと思います。

最後に、計画第4章における施策の展開の見直しについてです。第4章の施策の展開では、目標に向けた取組みを進めるにあたっての各事業について示しており、見直しを行う事業は、子ども医療費助成についてです。

子ども医療費助成の拡充については、子育て施策としてのニーズの高さを認識しながらも、まずは計画に掲げた事業を優先して実施してきました。また、喫緊の課題である保育所の待機児童の解消に向けた取組みも並行して進めてきたところです。

本市では、平成11年度の「財政健全化計画」の策定以降、行財政改革にも取り組んできました。令和3年度の「第2次行財政改革プラン」の計画期間の終期をもって、本市の財政は健全で柔軟な構造へ変革を果たすことができたとの認識のもと、この度、これまでの削減を主体とした市政運営から投資を主体とした運営へと方向転換することとしました。

このことから、住民福祉の更なる増進に向けた施策を展開する時期と判断し、これまでの市民ニーズを受け止め、子どもたちの健やかな育ちを支援するために子ども医療費助成制度の対象児童を、中学3年生までから、18歳年度末までに拡充するものです。これに伴い、計画における事業の方向性を資料5-2のとおり、18歳年度末までに拡充として、修正いたします。

なお、資料5-3につきましては、現在の計画内容であり、変更箇所の比較としてご参照いただければと思います。

本日、中間見直しの案について、皆さんにご審議いただきました後のスケジュールとしましては、大阪府に対しまして、中間見直し案をお示しし、計画変更の協議を行います。さらに、冬にはパブリックコメントを実施し、市民の方々に幅広くご意見を伺う予定です。

その後、3月に予定します、第2回子ども・子育て会議において、最終案を皆さんにご確認いただいたのちに、計画を策定させていただく予定で考えております。

以上、第2期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについてのご説明です。ご審議よろしく願います。

小寺委員長：ありがとうございます。只今、説明をしていただきましたが委員の皆様、ご意見・ご質問等がありましたらお願いします。

柏原副委員長：各市町村において乳児クラスの定員割れが見られますが、四條畷市ではコンスタントに埋まっているようです。何か特別な対応をされていることはありますか。また、今後減ってくるような見込みはされていらっしゃいますか。

事務局：育児休業の浸透により0歳児については定員を割る場合もありますが、1、2歳児については入所の申し込みは多い状況にあります。人口数は減っている状況ですが、今年度の入所数はここ5年と比較しても全体的に増えていっています。共働き世帯が増えていますので、一定のニーズは続くと考えています。

森本委員：四條畷市としては入所数が増えているということでしたが、地域的には減っている場合もあります。先ほど利用定員を減らす審議をさせていただいた畷すずらん保育園ですが、常に定員を割っている状況にあります。地域によって、待機児童が出ている場合とそうではない場合があるため、利用定員の変更を柔軟に行っていただきたいと思っています。近隣市と話をしましたところ、やはり利用定員を下げている状況にある園はあるようです。子ども・子育て会議を通さなくても利用定員を動かせるようにしているという話も聞きましたので、その辺りについても今後ご検討いただきたいと思っています。また、163号線より南側の地域については小中学校も減っている状況でもありますので、市全体としてだけでなく地域ごとの入所数の動向を見ていただきたいと考えます。

事務局：先ほどの案件でもありましたように、園からのご相談を受けて、利用定員の減数に対応させていただいたところですが。保育施設の運営に支障をきたさないようにということと、受け入れ態勢のバランスを取りながら対応してまいります。

原委員：市として、1号認定児と2号認定児の見通しはどのように考えていらっしゃいますか。

事務局：2、3号の需要は高く、1号は減ってきているとは感じています。市外の園を1号認定で利用されている方もいらっしゃいますので、1号認定を希望されている方も一定数あります。ただ、共働き世帯が増えていることにより、今後も2、3号のニーズが高まると考えています。

原委員：四條畷市には幼稚園がありませんので、保育所、幼稚園、認定こども園があつてバランスが取れる部分があるのかなと個人的に考えています。今後の課題かなと思っています。

小寺委員長：他にご意見はございませんでしょうか。意見が無いようでしたら、次の案件に移ります。

案件6「保育施設等入所選考基準指数表等の見直しについて」事務局から説明をお願いします。

事務局：指数の変更は令和4年11月入所選考から、育児休業に関する取扱いの変更は令和5年度当初入所選考からの変更を検討しています。

1 虐待・DV

緊急性が高い場合は公立園の緊急入所で対応することが多いため指数表に記載していなかったが、取組みとして明確にするとともに、緊急性が各ケースにより異なるため、基本指数に項目を記載する。ただし、各ケースにより緊急性が異なるため、指数は設定せず、関係機関の意見を踏まえて個別に判断する。

2 就労内定

就労については、月の就労時間で指数を分けているが、就労内定については、これまで一律の指数で取扱いを行っていたため、就労と同様に内定の場合についても、就労時間で点数の差を設けることとし、就労予定時間の指数に-5点の調整指数を適用する。

3 育児休業の延長が可能な場合の取扱い

育児休業取得中の保護者の中には、延長が可能なため年度途中の入所を希望しない方が一定数存在し、内定辞退等により迅速な利用調整に支障をきたしている。そのため、希望者には他の申込者よりも後の順位付けで利用調整を行うように変更する。

4 育児休業明けの場合のならば保育と入所日について

育児休業明けの入所の場合、復職日の10日前から入所可能であり、ならし保育は最大10日間としてきたが、他市の状況等も踏まえ、これまでよりもならし保育を利用できる期間が長くなるよう来年度から入所月の翌月1日までに復職することとする。また、ならし保育期間の見直しに伴い、入所日については各月1日とする。

小寺委員長：只今の説明につきまして、ご質問はございませんでしょうか。

柏原副委員長：緊急性の高い子どもさんは公立園で対応されているということですが、実情をお話しいただけますでしょうか。空き状況等はどのようにされているのでしょうか。また、指数として表記されないということは、個々の状況に応じて判断をするということですか。

事務局：保健センターの職員が訪問した際などに命に関わるような状態にある子どもさんであると判断した場合には、子育て総合支援センターと連携を取り、虐待相談と保育所の入所につなげます。緊急児枠を設けていますので、公立園で対応できるようにしています。実情に応じて緊急性の高さに応じて指数を変更できるようにあえて点数を設けておりません。

柏原副委員長：緊急性の高さを判断する場合には、会議を設けるなどして決定をされるのでしょうか。

事務局：おっしゃる通りでございます。

小寺委員長：虐待防止法・DV防止法それぞれ構成現場が異なりますが、連携を取って会議をされるということでしょうか。

事務局：虐待については、子育て総合支援センターをはじめとする各関係機関で連携を取って情報共有・見守りを行っています。家に置いておくのは危ないと判断した場合に保育所入所について子ども政策課と調整を行います。DVについては人権・市民相談課が担当しており、代表者会議や実務者会議を通して連携をしています。

今までも緊急事態が起きた場合に、すぐに保育所入所が必要となるケースはありました。関係機関で連携を取り、子ども家庭センターにも連絡を取るなどしながら最優先として入所につなげてきましたが、指数としての明記がありませんでしたので、今回指数表に明確化するということになりました。

小寺委員長：ありがとうございます。他にご意見はございませんか。それでは、**案件7「なわて保育士作文コンクールの審査協力について」**事務局から説明をお願いします。

事務局：昨年度に引き続き、保育士作文コンクールを実施します。詳細につきましては応募要項に記載のとおりです。昨年度は勤務年数に応じた部門を設けましたが、応募に偏りがありましたので、廃止いたしました。現在作品の応募を受け付け中で、8月末に応募を締め切ります。

子ども・子育て会議委員の皆様、審査にご協力を賜りたく存じます。なお、公平性の観点から、保育施設の代表者及び従事者の方は除く扱いとさせていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

審査期間は、9月～10月を予定しており報酬は、なしとさせていただいております。ぜひご協力よろしく申し上げます。

小寺委員長：只今の案件につきまして、ご質問はございますか。

河原委員：優秀賞の方には賞金10万円があるということですが、応募された方全員に何かを渡すようなことはないのでしょうか。

事務局：特にお渡しはしておりません。労いの言葉を送らせていただいております。

小寺委員長：何かお渡しできればいいですね。

河原委員：今後もこのような企画が続くのであれば、文章が得意な保育士さんばかりではないでしょうから、ポスターや造形物などで四條畷の楽しさを表現してもらい、それを掲示板などに飾ってもらえれば、市民の方にも見ていただけるのではないかと思います。

事務局：ご意見ありがとうございます。参考にさせていただきます。

柏原副委員長：賞金 10 万円は 1 人に対してですか。昨年度はどのくらいの応募があったのでしょうか。

事務局：1 人 10 万円です。昨年度は 42 件の応募がありました。

山田委員：この応募は年齢等何か規定があるのですか？

事務局：年齢等に関係なく皆さんに参加していただけます。

小寺委員長：それでは、**案件 8「その他」**について、事務局からお願いします。

事務局：今後のスケジュールについて説明いたします。今年度子ども・子育て会議については、年 2 回の開催を予定しています。次回、第 2 回会議につきましては来年 3 月 17 日（金）14 時から委員会室を予定しています。事務局からは以上です。

小寺委員長：只今の説明に関して、ご質問等はございませんでしょうか。それでは、これをもちまして、令和 4 年度第 1 回子ども・子育て会議を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

<閉会>